

耕 魂 会 会 則 (R2.6 改正)

- 第 1 条 本会は、島根県立今市農業学校・同出雲農業高等学校・同出雲産業高等学校（農業部）・同出雲農林高等学校卒業生をもって組織し、島根県立出雲農林高等学校耕魂会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦向上を図り、島根県立出雲農林高等学校の隆盛と会員の共存共栄とを企画することを目的とする。
- 第 3 条 本会の会員は、下記のとおりとする。
- (1) 正会員
島根県立今市農業学校・同出雲農業高等学校・同出雲産業高等学校（農業部）・同出雲農林高等学校卒業生及びこれに準ずる者。
 - (2) 賛助会員
ア 島根県立出雲農林高等学校現職員
イ 島根県立今市農業学校・同出雲農業高等学校・同出雲産業高等学・同出雲農林高等学校旧職員
- 第 4 条 本会は、事務局を島根県立出雲農林高等学校内に置く。
- 第 5 条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名 会員中よりこれを選出する。
 - (2) 副 会 長 4 名 会員中よりこれを選出する。（但し、1名は出雲農林高等学校長とする）
 - (3) 常任理事 若干名 理事の互選により選出する。
 - (4) 理 事 各支部長をもってあてる。
 - (5) 幹 事 若干名 母校在職会員をもってこれにあて、幹事の互選により幹事長1名を選出する。
 - (6) 監 事 2 名 会員中よりこれを選出する。
- 第 6 条 本会役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会 長 会務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 常任理事 会務を掌理し、会長が必要と認めた事項について審議する。
 - (4) 理 事 本会の重要な事項を審議し、会務執行を決定する。
 - (5) 幹 事 本会の会計、庶務、編集等の事務を行う
 - (6) 監 事 本会の会計を監査する。
- 第 7 条 本会役員の任期は2ヶ年とする。ただし再選を妨げない。また、事由によって役員会の協議を経て任期内においても更改することを得る。ただし、その場合に就任した役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

- 第 8 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- 第 9 条 本会に評議員をおく。評議員は期別各科の会員中より 1 名選出し、本会の円滑な運営に協力する。評議員の任期は、第 7 条の規定に準ずる。会長は、評議員の中から代表評議員若干名を委嘱する。
- 第 10 条 本会の目的を達成するために行う事業は、次のとおりとする。
- (1) 会員の知的向上に関する事項
 - (2) 会員の共存共栄に関する事項
 - (3) 島根県立出雲農林高等学校の発展並びに後援に関する事項
 - (4) その他本会目的達成に必要と認めた事項
- 第 11 条 本会の集会を次の 2 種に分ける。
- (1) 総会 毎年 1 回行うを原則とする。ただし、自然災害等不測の事態の場合、会長の判断により中止することができる。
 - (2) 役員会 必要あるときに随時開催する。
- 第 12 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。
- 第 13 条 前条の会費及び寄付金の一部は基本財産費として蓄積し、残額は事業執行の費用にあてる。
- 第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終了するものとする。
- 第 15 条 本会会員は、その住所、職業の異動、改姓等のあった場合は、直ちに支部長または本会に通報する。支部長は速やかに本会に報告する。
- 第 16 条 本会は、各地区に支部を置く。支部規約は別に定める。

- 附則 一部改正 平成 4 年 1 月に施行
- 一部改正 平成 6 年 3 月 5 日に施行
- 一部改正 平成 11 年 6 月 12 日に施行
- 一部改正 令和 2 年 6 月 13 日に施行